

## 平成 23 年 10 月 4 日 総務委員会(総務局)

○**小林委員** 私で最後でございますので、よろしく願いいたします。

私からも、東日本大震災における東京都の対応と教訓について、何点か伺わせていただきます。

この対応と教訓には、大震災からの半年間を振り返り、従来の都の防災対策について網羅的に検証がなされています。広範な内容となっており、取りまとめに至るまでには相当なご苦勞があったことと思います。

この対応と教訓は、十一月をめどに策定される東京都防災対応指針に反映されていくこととなりますが、今後、区市町村におけるそれぞれの防災計画も見直し作業に入っていく中、東京都防災対応指針は、区市町村が計画を見直す際の一つの参考になろうかと思えます。その意味においても、このたびの都の対応と教訓は非常に重要な意味を持つものと思えます。

そこで、初めに、このたびの対応と教訓は、どのような過程を経て取りまとめをされたのか、確認をさせていただきます。

○**村松総合防災部長** 東京の防災力の向上を図るためには、東北地方と都内における災害それぞれに対する被災地支援活動や都内の災害対応を踏まえまして、現場における経験に基づいた教訓を明らかにし、今後の防災対策に生かす必要があると考えてございます。このため、都は、各局及び区市町村への照会やヒアリング、地震や防災対策等の専門家からの意見聴取、被災地に派遣された職員の体験の調査分析のほか、被災地への視察及び被災自治体の職員との意見交換などを行った上で、今回の対応と教訓を取りまとめたものでございます。

○**小林委員** この現場における経験に基づいた教訓を明らかにするとご答弁にあるとおり、政策を推進していくに当たっては、現場にこそあらゆる知恵があるといっても過言ではないと思えます。現場感覚を忘れた机上の空論を振りかざすことほど、都民の皆様にとって迷惑なことはないと思えます。常に現場を確認し、現場の目線で都政を進めていけるよう、ともどもに再確認をし、今後の防災対応指針の策定へとつなげていただきたいと思いますというふうに思えます。

対応と教訓の中身については、多岐にわたっておりますが、各個別の対策の内容について、何点か確認をさせていただきます。

初めに、帰宅困難者対策についてお伺いします。

先日、地元で聴覚障害者の団体の方からさまざまご要望をいただきました。三月十一日の発災当日、交通機関の運行状況や避難所開設などを知るすべが十分ではなく、何時間もかけて徒歩で帰宅したというお声がございました。そこで、聴覚障害者のためにも、立ち寄りが予想されるコンビニエンスストアや公共施設などに、交通機関の運行状況などの必要な情報を目に見える形で張り出すなどの対策を検討してもらいたいとのご要望がありました。

聴覚障害に限らず、障害のある方も含めたあらゆる人々が正確な情報を得られるような環境を整備すること、これが災害時の安心と安全を確保する重要な課題であると思えます。都は国とともに、近隣自治体や通信事業者などを含めた帰宅困難者等対策協議会を設置し、情報提供についても検討しているとのことですが、こうした障害のある方への配慮という視点が大切であると考えます。

都は、すべての人々が正確な情報を得られるよう、障害のある方々にも配慮した帰宅困難者への情報提供の方策を充実すべきであります、見解を伺います。

**○村松総合防災部長** 障害のある方々は、情報を得るに当たって制約を受けることから、特別な配慮や支援が必要となります。例えば、聴覚障害者の場合には、音声による情報提供が困難であるため、視覚を中心とした手段により情報の提供を行うなど、きめ細かな支援が必要でございます。

都では、国との協議会のもとに、通信事業者等を含めたワーキンググループを設け、迅速な安否確認と正確な情報提供について検討をしているところでございます。このワーキンググループにおきまして、障害のある方も含めたあらゆる人たちへ、円滑に正確な情報が提供できますよう、大型ビジョンやインターネットなど多様な情報提供手段の活用について検討してまいります。

**○小林委員** ぜひこのワーキンググループで現場の声を反映し、こうしたご要望におこたえできるようご努力をお願いしたいと思います。

次に、災害時要援護者への対応についてお伺いします。

対応と教訓によれば、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの災害時要援護者の安否確認については、今回の震災では、確認を有効に行えた地域もあれば行えなかった地域もあったと指摘をされています。地域性や制度の運用方法など、さまざまな要因があるかと思いますが、いずれにしても、こうした違いが生じた要因を分析、検証して、この制度が真に機能していくよう改善していくことが必要であると考えます。

そこで、有効に行えた事例と行えなかった事例について、その具体的な内容をお伺いします。

**○村松総合防災部長** 災害時要援護者の安否確認の取り組みにつきましては、区市町村において、民生委員等の協力を得て地域ごとに取り組みが進められております。

今回の震災では、安否確認の取り組みが有効に機能した例では、民生委員や自治会、自主防災組織の役割を明確化した上で、関係者全員が連携した枠組みを整え、近隣の住民による協力も得られておりました。一方、災害時要援護者の安否確認に当たる支援者に対し、具体的な活動内容を十分に周知できていなかった事例では、発災後の迅速な安否確認が困難であったと聞いております。

**○小林委員** 今ご答弁にありましたような具体的な事例、これをさらに検証をして、適切な支援が行われるよう、今後の対策に生かしていただきたいと思っております。

次に、住民の避難対策における動物の受け入れについてお伺いします。

従来より、災害時におけるペットとの避難体制をどのようにしていくのかは課題となっておりましたが、先月中旬の読売新聞には、福島県と環境省が、東京電力福島第一原発事故で立ち入りが制限されている原発から二十キロ圏の警戒区域内で、飼い主が避難したため放浪している犬の本格的な保護に乗り出したとの報道もあり、この問題が改めて浮き彫りになりました。

ペットを飼っている方からすると、ペットは家族も当然、一緒に避難したいとの切実な願いがあり、私も地元のわんわんパトロール隊の皆様からもさまざまなご要望をいただいております。ペットとの避難体制の確保というのは難しい問題もはらんでおりますが、決して看過できないテーマであると

いうふうに思います。

本年第二回定例会における我が党の高倉議員の一般質問でも、愛護動物の保護について取り上げましたが、改めて、この対応と教訓に取り上げた都の認識と今後の取り組みについてお伺いします。

**○村松総合防災部長** 発災時に発生する多くの負傷動物等に対しては、動物愛護等の観点から適切な対策を講じることが必要と考えております。

都は、阪神・淡路大震災を踏まえて、動物の飼育や救護活動について、地域防災計画に位置づけてまいりました。

今回の震災では、都が開設した避難所の運営を通じまして、災害時の動物の取り扱いに関する飼い主の知識不足、動物の飼育場所やケージ等の資材の確保、一時預かりを行う団体との連絡などの課題が改めて確認されたところでございます。

現在、所管局におきまして、こうした課題を踏まえた取り組みが進められており、来年度の地域防災計画の修正に反映させてまいります。

**○小林委員** 最後に、事業継続計画、BCPについてお伺いします。

公明党は、これまでも一貫してBCPの重要性を訴え、折に触れて質問をしてまいりました。私も総務委員会において過去二回、BCPについて質問させていただきましたが、対応と教訓の中においても、行政のBCP、そして民間企業のBCPと、官民にわたる事業継続計画の策定について触れられています。

行政のBCP策定については、都の確固たるBCP策定はもちろんのことですが、都内の区市町村の策定も着実に進めていかねばなりません。本年六月二十八日の総務委員会における私の質問のご答弁では、その時点で、策定済みの団体が十七団体、策定中または策定予定の団体が二十七団体という状況でした。まだそれから三カ月程度しかたっておりませんが、確認の意味で、現時点での策定状況についてお伺いいたします。

**○村松総合防災部長** 本年第二回定例会総務委員会におきまして申し上げました、BCPを策定中または策定予定としておりました二十七団体のうち、現時点までに新たに策定を終えている団体は二団体であり、この結果、島しょ部を除く都内五十三区市町村のうち、現在BCPを策定済みの団体は十九団体となっております。

大震災の教訓から、自治体におけるBCPの重要性が明らかになったことから、都としては引き続き、区市町村のBCPの早期策定と実効性の向上を図ってまいります。

**○小林委員** まだ策定されていない自治体においても、BCPの必要性は今回の大震災の教訓から認識は新たになっていると思いますが、自治体におけるさまざまな事情で、いまだ着手できていない状況もあるかと思えます。引き続き都がリーダーシップをとって、実効性のあるBCP策定に向けての支援を改めてお願いしたいと思えます。

最後に、民間企業のBCP策定ですが、災害の発生後も大都市の活動を引き続き維持するためには、民間企業によるBCP策定も重要な視点であります。

そこで、民間企業のBCPの策定状況と、都が企業によるBCPの策定を支援するために、これま

で行ってきた取り組みについてお伺いいたします。

**○村松総合防災部長** 民間企業のBCPの策定は、震災による生産活動の低下を軽減させるとともに、産業の早期復興を図る上で重要と考えております。

平成二十二年三月に国が発表いたしました企業の事業継続及び防災の取り組みに関する実態調査によれば、民間企業におけるBCPの策定状況は、大企業では策定済みが二八％、策定中が三一％、中堅企業では策定済みが一三％、策定中が一五％、その他企業では策定済みが一三％、策定中が九％となっております。

また、所管局において、中小企業のBCPの策定を支援する取り組みとして、研修や個別コンサルティングなどの支援を昨年度から実施しております。

**○小林委員** この対応と教訓の中において、民間企業のBCP策定支援に当たっては、今回の震災による被害が電力供給の停止や物流ネットワークの断絶など広範にわたったことを踏まえて、実効性のある計画となるように留意することが求められると指摘されております。

BCPの策定は、当然のことながら、つくることが目的ではなく、非常時の羅針盤となって、社会を混乱から安定へ、不安から安心へと導くことに意味があると思います。関係局や経済団体などとも連携しながら、策定推進に向けたより一層の対策の充実に努めていただくようお願いをいたします。

先日、大震災を特集したテレビで、私と同年代の男性のインタビューを見ました。奥さんと息子さんと手をつないで一緒に逃げていたそうですが、奥さんも息子さんも津波で失った、その男性は次のように語っていました。女房も息子も津波にのまれた瞬間の声と姿は忘れられないですね。このように語っておりました。どれほどの悲しみ、そして悔しさ、苦しみがあっただろうと思うと、胸を締めつけられる思いでありました。

今回の大震災において、東京の今後の防災対策を考えていく上で、さまざまな教訓がありました。それを今後の施策に生かしていくことはもちろんのこと、何より被災された方々、家族や愛する人を失った方々の心の痛み、嘆き、苦しみを、私たちは絶対に忘れてはならないと思います。

防災対策はソフト面、ハード面とあらゆる角度から講じていかねばなりません、その根底は、とるとき人命を絶対を守る、苦しみや悲しみを最小限にしていくとの覚悟と決意を持って取り組んでいかねばならないと考えます。これから策定される東京都防災対応指針、また明年夏に予定されている東京都地域防災計画の修正と、重要な取り組みが続きますが、先ほど申し上げた覚悟と決意を共有して、災害に強い首都東京をともどもに築き上げてまいりたいと申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。